

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界水道事業の資金調達における開発途上国の国内公的金融機関の役割に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界水道事業の資金調達における開発途上国の国内公的金融機関の役割に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00543

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 8 月 5 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界水道事業の資金調達における開発途上国の国内公的金融機関の役割に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月から2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 部分払の設定
本契約については、部分払いを想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
地球環境部 水資源グループ 水資源第一チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年8月10日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年8月19日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026 年 8 月 24 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 8 月 28 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 9 月 10 日 11 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/hwJ3qwcpGN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書 (3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入

札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
 - 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙３「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。

- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

SDGsの目標6「安全な水とトイレを世界中に」におけるターゲット6.1は、2030年までに「安全で入手可能な価格の飲料水に対する全ての人々の公平なアクセス」を掲げており、2024年時点では21億人が「安全に管理された水」へのアクセスがなく、割合としては74%のアクセスに留まる(WHO/UNICEF)。この物理的な水源へのアクセスの向上に加えて、経済的に手頃にアクセスできること(Affordability)が求められており、これらを満たす上で水道事業体の資金調達手段が重要な役割を担う。

世界的に多くの国で、公的金融機関が水道整備の資金調達に大きな役割を果たしてきた。それは水道事業の収益性が低く、資本集約的な産業であり施設の耐用年数が長いことから、公的資金が多く使われてきたためである。実際に、フランス、オランダ、日本、トルコ、モロッコ等、多くの国で公的金融が水道施設整備に対して重要な役割を担っている。そのため、2021年からAFD(フランス開発庁)がWater Finance CoalitionというPublic Development Banks(以下、「PDBs」と呼ぶ)のネットワークを形成しPDBsによる水道ファイナンスの推進を図り、現在はOECD(経済協力開発機構)が引継ぎ、Public Development Banks for Water Initiativeを展開している。これらの動きは水道セクターのみに留まらず、2025年にスペインで開催された「第4回開発のための資金に関する国際会議(FfD4)」において採択されたセビリア・コミットメントにおいても、途上国の公的な開発銀行(National public development banks)の役割を資金動員や長期で低利な資金供給、持続可能な開発へのファイナンスの観点で再評価している。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、水道ファイナンスに求められる要件、開発途上国の国内公的金融機関の役割をレビューするとともに、(1)途上国の公的金融機関がインフラ整備のために持続的な体制を築くための要件整理と(2)水道セクターでより機能させるための課題と対応を整理することを目指す。

受注者は調査の目的を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第4条 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「第5条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者等に対し説明、協議の上、提出する。

第3条 調査実施の留意事項

(1)調査対象国

1)文献調査対象国:

以下の類型化(案)記載の国を対象とする。水道事業体及び公的金融機関の資金調達に関し、世界の中で以下の類型化(案)を発注者としては想定しているが、応募者としての類型化案があれば提案する。

類型化(案)

- ① 水道事業体が市場から資金調達:アメリカ、イギリス、チリ
- ② 公的金融機関が市場や開発機関から資金調達:モロッコ、トルコ、中国、メキシコ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、オランダ、スウェーデン、南ア、ブラジル、日本(財投改革後:地方公共団体金融機構(JFM)+財政融資(市場調達))
- ③ 公的金融機関が国民貯金や年金から資金調達:フランス、タイ、日本(財投改革前:公営企業金融公庫(政府保証債)+財政融資(郵貯・年金資金の預託義務の活用))
- ④ 公的金融機関が民間水道や PPP 事業者へ融資:フランス、ブラジル

2)現地調査・インベントリー作成対象国:

以下に記載する国々のうち、公的金融機関 4 機関に対して現地調査にて詳細なヒアリングを行う。クラスター事業戦略において発展段階がセクターガバナンス支援型に位置づけられるアジアの国から一か国を選定し、公的金融を活用したセクターガバナンス支援型における資金アクセス改善支援アプローチの検討を行う。

なお、JICA の想定としては、それぞれ公的金融の特徴が異なるインドネシア(PTSMI、新興政策金融)、フィリピン(DBP、国営商業銀行)、ベトナム(VDB、政府保証債等政府との一体性が強い)、モロッコ(FEC、制度による債権保全)を念頭に置く。最終的には業務開始後に、受注者の文献調査結果や提案を踏まえて最終判断する。

高中所得国以上:トルコ、フィリピン、ヨルダン、スリランカ、ベトナム

低中所得国:ラオス、カンボジア、インド、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、タジキスタン、モロッコ、チュニジア

セクターガバナンス支援型：インドネシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ベトナム

(2) 本調査の中心的な仮説

調査実施上の仮説として、水道事業は収益性が低く、施設の耐用年数が長く年代を超えた負担とすることが望ましいこと、安価な水へのアクセスが人権配慮の点から求められていることから、低利で超長期の融資が必要であり、世界的に公的金融が果たしている役割が大きいと考えている。そのため、水道セクター向け与信を含む持続的な公的金融を確立するための要件整理を目指している。

要件に係る仮説として、①超長期・低利融資、②安定した資金調達、③多様で健全な事業規模の確保(水に限らない多様なポートフォリオ)、④バンカビリティの確保(与信判断基準、制度的債権保全、水道事業体の返済能力(料金設定、事業規模(給水規模)、企業会計、独立した経営体制、エンドユーザーの経済レベル))、⑤政府との適切な関係性(限定的な与信判断への介入(独立性)、制度的な債権保全の点では政府と一体)を考えており³、以下を参考にしつつ、文献調査や現地調査にて情報を収集する。なお、公的金融経営として持続するために必要な要件全般に加え、水道事業体向け与信上の課題や対応を確認する。

- ① Asset Liability Management (ALM)の考え方(金利変動リスク、為替リスクへの対応)を確認しつつ、いかに長期資金を提供できているか、低利で提供するには政府からの補助金や他事業収益の活用等の有無についても確認するとともに、課題を確認する。
- ② 資本市場の成熟度に応じた資金調達パターンがあると考えている。また、国によっては日本のように郵貯や年金基金の資金をインフラ整備に充てる国もあり、どのような資金調達手段、資金提供者がいるのかを現地調査では確認すると共に課題を確認する。
- ③ 与信集中や信用リスクへの対応を確認すると共に、各公的金融機関のポートフォリオ構築の考え方を現地調査で確認する。水に特化した公的金融はオランダの NWB Bank 等に限られると考えており、電力や道路等、収益性が上げやすいセクターを中心にポートフォリオを積み上げる公的金融が一般的と考えている。また、民間事業者の消費が多い電力セクターとは異なり、水道は一般家庭の消費が多く、国の経済レベルの影響を大きく受けるため、バンカビリティの観点から所得水準の低い国では、返済能力のある水道事業体は限定的で、経済レベルの向上と共に増加していくと思われる、国の経済レベルに応じてポートフォリオにおける水道の割合が変化する可能性があり、これらの仮説の検証を行う。また、与信判断基準や債権保全の考え方を確認す

³ コンサルタントは、発注者が設定した仮説を参考に、自身の仮説をプロポーザルにて提案すること。

る。加えて、案件組成に関して、公的金融が融資事業形成を技術支援する事例が確認されており、それらの有効性や課題についても確認する。

- ④ 水道事業体のバンカビリティは様々な要素が絡むため、これらの関連要素を確認する。特に、債権保全策については、トルコのイッラー銀行やモロッコの FEC では地方交付税の配分や年度の予算計画の中で公的金融機関向け返済資金を確保する仕組みや、水道事業体ではなく地方政府が返済を保証する場合等もあり、いかに公的水道事業体が返済することを行政制度として確保するかが多くの国では重要となる。その他、水道に限らず公的事業体へ融資を行い、不良債権化した場合の政府によるサポートや債権保全の考え方についても確認する。
- ⑤ 上述のとおり、債権保全上は政府と一体で債権保全策が取られることが望ましい一方で、与信判断については政治的な介入は限定的である必要があり、財政や資金アクセスが厳しい国ほど政府介入が想定されるため、これらをどのように回避する術を取っているのか情報収集すると共に、金融機関の取締役の構成含め政府との関係性やリスク管理体制を確認する。

(3)調査実施方法⁴

本調査は文献調査、現地調査の二段階での実施を想定している。最初の文献調査にて、全世界を対象に水道事業の特徴を踏まえ求められるファイナンスの整理と水道事業及び公的金融機関の資金調達の類型化(資本市場の成熟度や民営・公営等の水道事業体の経営主体に応じた類型)を行う。加えて、公的金融機関の概要・主要機能・融資条件・債権保全・融資ポートフォリオについて整理する。開発途上国における現地調査対象国の中から4カ国を選択し、水道事業体向けに融資を行っている各国の公的金融機関4機関に対して現地調査にて詳細なヒアリングを行い、水道ポートフォリオ拡大のための課題を確認するとともに、課題への対応方法について確認する。現地調査対象4機関の課題に関する初期的な診断、対策、政策提言の検討についても併せて行う。

(4)インベントリー作成

JICAの水道事業ポートフォリオが多い国(10か国程度。対象国についてはJICAと協議する)についてはインベントリーを作成し、情報を纏める。また、他の開発機関が公的金融機関に対してどのような支援を行っているのかについても可能な限り情報を収集する。また、本調査を通じて、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」のセクターガバナンス支援型の協力アプローチとして、公的金融を活用した資金アクセス強化のための協力アプローチを提案する。

⁴ コンサルタントは、文献調査、現地調査の計画についてプロポーザルにて提案すること。

第4条 調査の内容

(1)調査内容

以下、1)から5)までを文献調査及び現地調査での調査スコープとする。

1)水道事業体の資金調達と公的金融の位置づけ(主に文献調査)

A)水道事業の特徴を踏まえた水道ファイナンス要件の整理:

仮説(条件):Affordability と低収益性、資本集約的産業、規模の経済、長い耐用年数、一般家計が主な消費者

仮説(要件):企業会計に基づく経営、適切な水道料金設定、一定規模の事業展開、補助金・超長期・低利融資による施設整備のための資金調達

2)水道事業体の資金調達の類型化

水道事業体及び公的金融機関の資金調達の類型化(資本市場の成熟度や民営・公営等の水道事業体の経営主体に応じた類型)を行う。公的金融の発展プロセスの仮説として、第3条(1)1)に示した類型化(案)において、日本同様に、以下類型の③から②へ移行するケースが世界的に存在すると思われる、それらについても調査の中で可能な限り確認する。また、経済レベル(一人当たり GDP 等)に応じた水道事業体の資金調達手段の類型化を既存研究等から検討する。

3)各国の公的金融機関の機能と課題、インベントリー作成(主に文献調査)

A)機関毎に以下の情報を収集する。

設立目的、機能(案件組成支援有無含む)、与信判断プロセス、与信対象の判断基準、融資条件、セクター別のポートフォリオ構成、資金調達方法・資金源、債権保全策

B)主要な機能と課題のまとめ

文献調査を踏まえ、公的金融の主要な機能と要件(仮説は第3条の(2)参照)、課題をまとめる。

C)他開発機関の支援事例(上記課題に対する具体の打ち手事例)

文献調査により、他開発機関による課題への対応状況を調べる。

D)水道ポートフォリオの多い国の実態調査(インベントリー作成)

公的金融機関の有無、水道事業への融資割合、その他 A)項目を確認する(水道事業に融資していない場合には他のセクター向け融資の状況を確認する)。

4)日本、途上国水道事業への公的金融ファイナンスの事例と課題(現地調査)

A)日本

日本の総務省(自治財政局)を訪問し、地方債計画における審査過程での与信判断基準や水道事業体の経営に係る審査に関してヒアリングするとともに、可能な限り、過去を含めて、日本の水道事業体向けの融資におけるプラクティスや考え方を確認し、事例として纏める。

B)途上国の公的金融機関 4 か所

特徴の異なる開発途上国 4 カ国の公的金融機関を各国1か所、計 4 か所訪問し、①持続的な公的金融経営の観点、②水道ポートフォリオ拡大の観点から運営状況や課題を確認するとともに、課題への対応方法について確認する。加えて、水道の監督省庁を訪問し、都市水道における水道ファイナンスの現状、課題、戦略と公的金融の位置づけ、公的金融に係る課題を確認する。上記を踏まえ、現地調査対象 4 機関又は国の水道ファイナンスにおける課題に関する初期的な診断、対策、政策提言を検討する。

持続的な公的金融経営に関して、第3条(2)の記載を踏まえ、以下を確認すると共に課題がある場合には要因や対応策を確認する。

組織体制、ガバナンス、ポートフォリオ構成、資金調達、融資条件、金利・為替リスク対応(ALM)、信用リスク対応(与信集中規制、与信判断基準、債権保全策、債権の健全性(セクター別の不良債権比率等))、収益性・収益構造、リスク管理体制、与信判断における政府介入、政府サポートの有無、与信組成プロセス

水道ポートフォリオ拡大に関して、第3条(2)の記載を踏まえ、以下を確認すると共に課題がある場合には要因や対応策を確認する。

主要都市水道事業体の一般的な資金調達手段、水道向け与信割合、融資条件、資金使途、不良債権比率、債権保全策(物的担保、制度的債権保全(水道料金設定、予算措置、地方政府保証有無等)エクスクロー口座等)、水道事業向けの与信判断基準(融資対象(事業体又は地方政府、民間企業)、事業規模(給水規模)、財務又は信用格付基準(企業会計導入有無含む)、無収水率等技術的な基準、その他の政治判断等)、与信組成プロセス

5)水道ファイナンスの発展に向けた要件整理、課題と対応の整理

持続的な公的金融機関による水道ファイナンスを確立するための公的金融制度の要件及び水道分野における主要課題の整理を行うと共に、主要な対応策を整理する。これらを通じて、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」のセクターガバナンス支援型の協力アプローチとして公的金融を活用した資金アクセス強化のための協力アプローチを提案する。

公的金融運営の要件(仮説):

Bankability:融資対象(水道事業体)の返済能力、適切な与信判断

Affordability:低利で超長期融資

Finance Accessibility:十分で安価な長期資金の調達

Scalability:事業規模の確保、多様で十分なポートフォリオ

Autonomy:与信判断における独立性

Integrity with the government system:債権保全の観点から、料金設定や地方交付税制度、地方政府による信用補完等の行政システムとの一体性

水道分野における与信拡大の主要課題(仮説):

水道事業体の低いキャッシュフロー創出能力(低い料金設定・エンドユーザーの経済能力、運転維持管理能力の低さ(高い無収水率、低い料金回収率等)、限定的な給水規模)融資事業形成能力の欠如

他資金(政府補助金やドナー支援等)との競合

(2)調査実施方法

1)準備期間(2026 年 10 月)

業務計画書を基に、発注者に対し調査方針、調査実施計画等について説明を行い、協議する。

2)文献調査(2026 年 10 月～11 月)

文献調査にて、水道事業の特徴を踏まえたファイナンス要件の整理、水道事業及び公的金融機関の資金調達の類型化(資本市場の成熟度や民営・公営等の水道事業体の経営主体に応じた類型)を行うと共に、公的金融機関概要・主要機能・融資条件・債権保全・融資ポートフォリオ等について整理し、持続的な公的金融の要件、課題を検討する。また、他開発機関の事例やインベントリー作成を行う。

3)現地派遣準備(2026 年 10 月～11 月)

日本、途上国水道事業への現地調査の前に文献調査を行い、調査の対処方針を纏め、発注者と協議を行う。パワーポイントにて、現地訪問先への説明資料を作成する。

4)現地派遣期間(2026 年 12 月～2027 年 1 月)

日本、公的金融機関に 4 箇所訪問し、現地調査にて①持続的な公的金融経営の観点、②水道ポートフォリオ拡大の観点から運営状況や課題を確認するとともに、課題への対応方法について確認する。加えて、現地調査対象 4 機関又は国の水道ファイナンスにおける課題に関する診断、対策、政策提言を検討する。

5)帰国後整理作業(2027 年 2 月)

調査結果を整理し、最終報告書案を作成し、機構と協議し最終化する。

第5条 報告書等

調査において、作成・提出する報告書等は以下(1)のとおりで、本契約における最終成果品とし、その提出期限は契約履行期限の末日とする。

最終報告書については電子ファイル(CD-R)のみでの提出とする。報告書等の電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意する(簡易製本は不要)。

(1) 作成・提出する報告書

1)最終報告書:

- ・和文 電子ファイル(CD-R 3 部)
- ・英文 電子ファイル(CD-R 3 部)
- ・提出期限:2027 年 2 月 26 日(契約履行期限末日)

(2) 報告書作成にあたっての留意点

- 1)各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。必要に応じ図や表を活用する。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 2)各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3)報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- 4)本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データは CD-R にて提出する。
- 5)最終報告書の目次(案)は別紙 1 のとおり。現地調査における情報の有無等を基に、構成については発注者と相談の上、決定する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発

注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

最終報告書 目次案

(以下は例であり、詳細の項目については調査開始後に JICA と協議のうえ確定する)

表紙、序文、要約、目次

第 1 章 調査の概要

- 1.1 本調査の背景と目的
- 1.2 本調査の概要と実施方針
- 1.3 本調査の実施体制とスケジュール

第 2 章 水道事業体の資金調達と公的金融の位置づけ

- 2.1 水道事業の特徴を踏まえた求められるファイナンスの整理
- 2.2 水道事業体及び公的金融機関の資金調達の類型化

第 3 章 公的金融機関の主要機能と課題

- 3.1 機能
- 3.2 課題
- 3.3 他開発機関支援事例

第 4 章 公的金融ファイナンスの事例と課題

- 4.1 日本の事例
- 4.2 A 国の事例と課題
- 4.3 B 国の事例と課題
- 4.4 C 国の事例と課題
- 4.5 D 国の事例と課題

第 5 章 水道ファイナンスの発展に向けた要件整理、課題と対応の整理

- 5.1 持続的な公的金融運営における要件
- 5.2 水道分野における与信拡大の課題

付属資料 インベントリー、参考文献リスト、収集資料リスト、面会者リスト、現地調査日程など

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	持続的な公的金融を確立するための要件（案）に係る自身の仮説	第3条 調査実施の留意事項 (2) 本調査の中心的な仮説

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.24人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討に当たっては、金融に係る知識経験を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- プレゼンテーション資料（インドネシア PTSMI）

2) 公開資料

- 2024 年度外部事後評価報告書 円借款「地方自治体下水道整備事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024 TK-P20_4 f.pdf
- Water Finance Coalition Global Study Finance in Common Report
https://www.waterfinancecoalition.org/_files/ugd/396d29_82a666dbe76e42b7ba5bc65ee3413e2f.pdf?index=true

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（仏語⇄英語）、（インドネシア語⇄英語）、（ベトナム語⇄英語）	無（提案する現地調査対象国で使われている言語に応じて通訳の備上を検討してください。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各現地調査対象国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：公的金融機関又は水道ファイナンスに関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

- ☒ 本案件は定額計上があります (2,880,000 円 (税抜))。

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

- ・ 定額として計上する経費は契約開始後に内容を確認します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査に必要な経費	「第2章 特記仕様書案 第4条(1)4)B)	2,880,000 円	旅費(日当・宿泊費・航空賃)、 通訳備上費、車 輛借上費	旅費 一般業務費

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(6) その他留意事項

- 1) 必要な通訳費用は費用として計上してください。

以上

別紙 3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2